

第123回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：令和3年12月9日(木)14:00～16:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 1001会議室 (Web会議併用)

3 出席者

座長 江利川 毅

小野 勝久 (Web)

梶田 信一郎

齋藤 誠 (Web)

榊原 一夫

高橋 滋 (Web)

南 砂

(総務省) 行政評価局長 清水 正博

大臣官房審議官 武藤 真郷

行政相談企画課長 大槻 大輔

行政相談管理官 渡邊 靖

4 議題

(1) 審議案件 (継続案件)

全国通訳案内士の業務において旧姓の使用を認めてほしい (第122回付議案件)

(2) 報告案件

① 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について (第118回、第119回、第120回、第121回及び第122回付議案件)

② 出入国年月日の確認を要する手続の簡素化についてー顔認証ゲートにおける証印 (スタンプ) の省略に伴う負担軽減ー (第120回、第121回及び第122回付議案件)

③ 有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証等の処分方法について (第120回付議案件 (令和3年4月28日あっせん))

5 議事概要

(1) 審議事案（継続案件）

事務局から、資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。主な意見は以下のとおり。

全国通訳案内士の業務において旧姓の使用を認めてほしい（第 122 回付議案件）

- ・ 観光庁では、通訳案内士法では「氏名」の登録を受けなければならないとされており、その氏名は「戸籍上の氏名」を指すことから、旧姓のみを記載する取扱いとすることはできないとしているが、旧姓のみの記載ではなぜダメなのか、その理由が分からない。また、しっかりとしたシステム改修をしていただくことが重要。
- ・ 旧姓併記を希望した場合、その記載方法等は各都道府県の判断に委ねているとのことだが、都道府県の独自性を認める分野でもないので、統一化することが利用者の便宜になるのではないか。記載方法の統一化が進んでくれば、検索の仕方でもヒットしないということも自ずと解消すると思う。検索サービスシステムのソフトの工夫も考えられないか。
- ・ 旧姓併記ではなく、旧姓のみでの登録を可能とすべきかは、通訳案内士だけではなく、他の国家資格等の動向にもらみながら考えていく必要がある。
- ・ 弁護士は、弁護士会に届出をすれば旧姓で活動ができることになっている。弁護士会の名簿で突合することにより旧姓使用している人が法曹資格をもっている本人であることを確認している。旧姓で通訳案内士としての活動ができるようにするには、法改正でなくても、様々なやり方がありうると思う。
- ・ 希望者が旧姓で仕事ができるようにするためには、旧姓併記が可能であることが認知されるよう、どのように周知するかが大事ではないか。
- ・ 様々な国家資格における旧姓使用の状況や表記を認めている例について、制度上、運用上どうなっているか、どのように工夫されているかを調べ、併せて周知をどのように行っているか調べる必要がある。
- ・ 通訳案内士登録情報検索サービスの利用者が、旧姓で検索しても 100%ヒットしないような形では、利用者にとって都合が悪い。この検索システムをどう改善していくか、観光庁に対して、旧姓併記の検索がうまく利用できるようにするために、どのような対応が可能か確認する必要がある。

(2) 報告案件

事務局から、資料に基づき、検討状況等の報告が行われた。主な意見は以下のとおり。

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について（第 118 回、第 119 回、第 120 回、第 121 回及び第 122 回付議案件）

- ・ 太陽光発電設備を相続する場合、添付書類として除籍簿謄本などを取得しなければならないということであるが、現在、法務局において、「法定相続情報証明」という制度がある。一度関係書類を法務局に持ち込み、相続人の関係を確定して、法定相続情報一覧図に認証文を付した写しを交付してもらおうと、それを持参することで銀行手続や法務局での登記手続も全て可能となる便利な制度ができている。当該制度では、現在のところ、法定相続に関する情報の証明を、無料で何枚でも交付可能となっている。その制度を活用することで手続の手間や費用をかなり削減できると思われるので、当該制度も併せて周知できれば、本件のような問題の多くは解決すると思われる。
- ・ 「法定相続情報証明」制度については、法務局で周知しており、銀行でも、従来は全ての手続で除籍簿謄本の提出が必要であったが、法定相続情報一覧図の写しの提出で足りるとして、手続を改めている。相続手続について、提出書類が多岐に渡り、煩瑣な手続である場合においては、「法定相続情報証明」制度の活用をすることで、複数の除籍簿謄本を取得しなければならないケースも少なくなるのではないと思われる。
- ・ 「法定相続情報証明」制度の活用については、資源エネルギー庁にあっせん文書を発出する際、参考情報ということで同庁へ伝えてはどうか。
同庁が事後変更届出の添付書類の一つとして掲げている「法定相続情報証明」に係る制度を知らない者もいると思われるので、同制度の周知も含め、同庁に対応を求めるといふことであれば、あっせんについて総務省のホームページ掲載する際、その対応についても掲載することで、周知という意味で一步広がると考えられる。

出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について－顔認証ゲートにおける証印（スタンプ）の省略に伴う負担軽減－（第 120 回、第 121 回及び第 122 回付議案件）

- ・ 顔認証ゲートの導入の時点での関係省庁への協議が、少し足りなかったのではないかと思う。業務が、国際化、電算化など様々に変わっていく中で、当時としてはやむを得なかったとも思うが、本来は、いろいろな制度改正の議論をするときに、各省に少し幅広に参加してもらって、こういうことが起こらないように考えてもらう必要があるという印象。
- ・ 行政苦情救済推進会議は国民の声を大切にする会議。事務局は、出入国在留管理庁と外務省や国税庁との間に入って、国民の声を確認するという立場で話を聞いてほしい。

有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証等の処分方法について（第 120 回付議

案件（令和3年4月28日あっせん）

事務局から、資料に基づき、あっせんに対する厚生労働省からの回答（措置結果）について説明が行われた。特段、質疑等はなかった。

以 上